

平成 29 年度東京都入札監視委員会第 1 回制度部会審議概要

開催日及び場所	平成 29 年 11 月 22 日（水） 東京都庁第一本庁舎 42 階北側特別会議室 A	
出席委員	上智大学大学院法学研究科教授（部会長） 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所）	楠 茂 樹 小 澤 一 雅 仲 田 裕 一 原 澤 敦 美 （敬称略・計 4 名）
審議事項	(1) 制度部会における試行の検証の進め方について (2) 入札契約制度改革の試行の状況について	
議案の概要	(1) 本年度 6 月下旬から試行を開始している入札契約制度改革について、今後の検証の進め方について、審議を行った。 (2) 本年度 6 月下旬から試行を開始している入札契約制度改革について、10 月末までの試行状況のデータをもとに、審議を行った。	
委員会による審議結果報告	審議した内容に則り、今後の検証を進めていくことが確認された。	
事務局からの報告	本年度 6 月下旬から試行を開始している入札契約制度改革について、10 月末までの試行状況のデータをもとに、報告を行った。	
委員からの意見等の概要	<p>議案(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 試行状況のデータの分析にあたっては、市場の変化や、業種・規模別の市場の状況等を踏まえた、丁寧な分析が必要である。</li> <li>○ 分析にあたっては、都民の税金をいかに効率的・合理的に使っているかが分かるよう、定量的な分析が必要である。</li> <li>○ 評価にあたっては、データを単純に比較するのではなく、その背景や原因等を踏まえた評価を行う必要がある。</li> </ul> <p>議案(2)について</p> <p>① 予定価格の事後公表について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平均落札率について、案件ごとの単純平均でなく、金額ベースの加重平均の数字も確認し、不調の増加による行政コストとの比較を行う必要がある。</li> <li>○ 初回発注時と再発注時の落札率や予定価格の比較を行うべきである。</li> <li>○ 不調率上昇の原因が事後公表によるものであるか、精査が必要である。</li> <li>○ 事後公表に伴って事業に遅延が生じる可能性があり、時間的な要素も加えた評価も必要である。</li> </ul> <p>② J V 結成義務の撤廃について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4 つの改革の中で最も顕著に、比較的良好な効果が出ており、中小企業の受注機会の確保もなされている。一者入札を減少させる効果も出ている。</li> <li>○ J V の第 1 順位の構成員に課している要件を、単体に課している要件に合わせることで、より多くの中小企業が入札に参加できるように、条件緩和を検討</li> </ul>	

してほしい。

- 平均落札率にはあまり変化は無いようだが、落札率の分布に変化があるかを確認すべきである。
- ③一者入札の中止について
  - 再発注時の予定価格の変化にも着目すべきである。
  - 一者入札とならないようにする取組として、再度発注の際の条件緩和と参加者の変化を分析し、案件の業種・規模等と付すべき条件の最適な組合せを検討すべきである。
  - 一者入札の中止には、なじむ案件となじまない案件がある。公共工事は必要があつて行うものであり、工期を延ばせないものは工期が圧縮されコストにはね返ることになるため、こうした面での検証も必要である。
- ④低入札価格調査制度の適用範囲の拡大について
  - 低入札価格調査制度の拡大に伴い、調査対象となることを避けるため、事業者によるさぐり行為がなされるおそれがある。したがって、情報漏えいを防ぐため、コンプライアンスの問題に対して、厳格に対応する必要がある。
  - 低入札価格調査制度が厳格に運用されるのであれば、スケジュールへの影響も踏まえて、対象範囲の見直しも検討してもいいかもしれない。
  - 特に設備工事等応札額がばらついているものについて、数値的失格基準で失格となっている者が本当に不適正な入札だったのか、予定価格のあり方も含めて確認する必要がある。
- ⑤その他について
  - 入札に参加しやすい条件づくりのために、発注計画の公表の早期化と、発注時期の平準化を進めるべきである。
  - 実際に競争性が働いているかを検証するため、都発注の案件における事業者のシェアを、複数年度にわたって調査すべきである。

[その他]

特になし